

京都市教育長告示第24号

京都市図書館利用規程の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

京都市教育長 在田 正秀

目次中「第5条」を「第4条の2」に改める。

第2条第2項中「にあつては事務局長，」を「及び」に改める。

第2章中第5条の前に次の1条を加える。

(利用資格)

第4条の2 京都市図書館の組織及び運営に関する規則（以下「規則」という。）第3条第2項第3号に掲げる教育長が適当と認める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 京都市図書館及び他の地方公共団体の図書館を相互に利用することとしている当該地方公共団体の区域内に住所を有する者
- (2) 規則第3条第2項第1号及び第2号に掲げる者に準じて別に定める者

第5条第1項を次のように改める。

図書館資料を館外で利用するため、その貸出しを受けようとする者（以下「館外利用者」という。）が提出する申込書は、個人貸出登録申込書（第3号様式）とする。

第5条第4項中「前項の」を削り、同項を同条第5項とし、同条第3項を削り、同条第2項中「前項の規定により，」を削り、「貸出登録した」を「個人貸出登録を受けた」に、「貸出登録する」を「個人貸出登録を受ける」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の申込書の提出において、館外利用者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を提示しなければならない。ただし、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び小学校に相当する各種学校を含む。）の児童又は学齢に達しない者にあつては、この限りでない。

- (1) 規則第3条第2項第1号に掲げる者又は前条第1号に規定する者 住所を証する書類
- (2) 規則第3条第2項第2号に掲げる者 住所を証する書類及び在学又は在職を証する書類
- (3) 前条第2号に掲げる者 別に定める書類

3 第1項の申込書の提出及び前項の書類の提示があつた場合において、規則第3条第1

項に規定する図書貸出券（以下「図書貸出券」という。）を交付するときは、当該館外利用者について、館外利用に係る登録（以下「個人貸出登録」という。）を行う。

第10条第2項中「する際」を「受ける際」に改め、「第5条第1項」の右に「及び第2項」を加える。

第16条第1項第1号中「第5条の申込書」を「個人貸出登録申込書（第3号様式）」に、「したとき」を「受けたとき」に改め、同項第2号中「京都市図書館の組織及び運営に関する規則」を「規則」に改める。

第17条第2項及び第18条の3第2項中「しなければ」を「受けなければ」に改める。

第21条第1項第1号中「団体貸出登録申込書」の右に「（第4号様式）」を、「移動図書館団体貸出登録申込書」の右に「（第5号様式）」を加える。

第3号様式注2に次のただし書を加える。

ただし、住所を証する書類の提示で足りる方については、記入する必要はありません。

第3号様式注3中「京都市の区域内に居住されていない」を「勤務先又は通学先の欄に記入が必要な」に改め、「小学校」の右に「（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び小学校に相当する各種学校を含みます。）」を加える。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（教育委員会事務局生涯学習部）